

【第11回大蔵省 NGO 定期協議議事録（草案）】

日時：2000年3月22日（水）14：30～18：00

場所：大蔵省第4特別会議室

議題：

- I. NGO から MOF への質問について
 - I-1. IMF の External Evaluation Unit に関して
 - I-2. IMF / MDBs の代表理事選出方法について
 - I-3. MDBs による地球温暖化防止策
 - I-4. OECD 輸出信用ワーキングパーティー関連
 - I-5. プラチャップ・キリカン石炭火力発電所
 - I-6. 国際協力銀行（JBIC）のガイドラインについて
 - I-7. その他

- II. MOF から NGO への質問について
 - II-1. 米議会の世銀・IMF 業務縮小論
 - II-2. 世銀の活動分野の拡大に関して
 - II-3. 相手国のパフォーマンスに応じた援助金額の配分
 - II-4. 債務救済と国民の負担

出席者（敬称略 / 順不同）

【大蔵省国際局】

開発機関課：木原（開発企画官）、中村、天野、佐藤、

開発政策課：加藤、小島

開発機構課：栗原、

【NGO】

アジア太平洋資料センター（PARC） / 高橋 アフリカ日本協議会 / 高瀬 ADB 福岡 NGO フォーラム / 土井 OXFAM インターナショナル / 米倉 進出企業問題を考える会 / 諏訪 地域自立発展研究所（IACOD） / 神田 地球の友ジャパン（FoE-J） / 松本、本山、岡崎 日本国際ボランティアセンター（JVC） / 高橋、メコン・ウォッチ / 松本 山梨英和短期大学 / 井草 大東文化大学 / 苑原 関西 NGO 協議会 / 榛木 Jubilee 2000 / 大塚 A Seed Japan / 鈴木 ODA 連絡会 / 三宅、倉戸、福田、松田、佐藤 西九州大学 / 原 大阪 YWCA / 山本 松下政経塾 / 森岡 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） / 足立、石田、David McINTOSH

当日配布資料

【大蔵省】

・大蔵省ホームページ関連資料

【NGO】

・第 11 回大蔵省・NGO 定期協議議題 / 質問事項

・「MOF から NGO への質問について」回答資料

・第 10 回大蔵省・NGO 定期協議積残し「MOF から NGO への質問について」回答資料

I. NGO から MOF への質問

I-1. IMF の External Evaluation Unit に関して

本山：

IMF の External Evaluation Unit (E E U) は 4 月のミーティングでレビューが行われると聞いている。E E U は 96 年に発足し、年 2 ~ 3 本のレポートを提出する予定だったが、結局 3 本のレポートを出しただけで終わっている。質問は (1) 3 月末に理事会があると聞いているが、もう開かれたのか。開かれたとすれば、どんな議論が行われたのか。(2) E E U は当初予定された通りには機能していない。その理由は？(3) 吉村理事が Evaluation Group に参加している。日本政府としてどのような具体的提案や強化の方向性を考えているか。特に評価の方向性として、世界銀行の OED の形式に近い方向と考えるのか。そうだとすると透明性や市民社会とのコンサルテーションといった点で問題があると NGO は考えている。

MOF 栗原：

理事会は 3 月末の予定だが、まだスケジュールは来ていない。4 月の国際通貨金融委員会までに開かれるはず。EEU は二つの観点から始まった。ひとつは IMF の透明性の強化で、過去 3 本のレポートを出したことにより外部から評価することができ、合格点をあげることができるだろう。もうひとつは、External Evaluation を行う前の IMF の組織内での問題であり、外部からの意見を取り入れるためである。運営について厳しい意見が書かれており、その後の議論に取り入れられている。

レポート作成に時間がかかり、結果として過去 3 本しかでていない。しかし内容は充実しており、必ずしも機能していないとは考えていない。

日本政府の対応についてだが、透明性については強く主張している。Fund のプログラムに関して、また IMF が国際社会に対応できるように理事会の関与などを求めている。理事会の前にポジションが決まるとバーゲニングで実際の交渉過程が上手くいかなくなる。理事会の準備にスタッフをどの程度割くかという問題もある。今回の IMF 専務理事選挙で、榊原氏の立候補取りやめ時に宮沢首相のステートメントとして、(1) アジア危機など大規模な資金流動に応じた IMF の改革と、(2) 戦後アジアの経済成長に応じたクォーターシェアの見直しを求めている。

本山：

今までのパイロットプログラムの経験を踏まえた上で行なうということか。

MOF 栗原：

そう。今のところ内部の組織にせず、外部のアドホックなものにとどめている。

本山：

今後ユニットを作っていく際のスタッフ・予算強化および独立性の確保についてどのように克服していくか。

MOF 栗原：

独立性はもちろんだが、まだ予算までは議論されていない。

本山：

NGO としては透明性やどこまでアカウンタブルであるかということについて疑問を持っている。

MOF 栗原：

世銀は去年秋以降 **Poverty Reduction Strategy Paper** として名前が変わって(?) このフレームワークに IMF はのる。世銀が開発の主導権をとり、IMF は補完的という役割分担である。

松本：

大蔵省依託の IMF 研究会では経済学者が多いと理解しているが、社会的な部分を検討する際には NGO にも声をかけて欲しい。

MOF 栗原：

検討する。

I-2. IMF/MDBs の代表理事選出方法について

高橋 (PARC)：

専務理事選出の際の透明性とアカウンタビリティーについて取り上げたい。ヨーロッパでは水面下のかげひきがあった。今回の榊原氏の推薦は世銀の慣例を崩すという意味で評価はしたい。しかしその前提に日本政府として、意志決定メカニズムの透明性と民主化に関し、社会に対してより積極的な意志表示を行ってほしかった。総ての加盟国による選挙によるメカニズムと、各候補がどのように IMF を改革していこうと考えているかという意志表明への提言を行ってほしい。地球の友インターナショナルは候補社者の選出のプロセス(?) を明らかにすること、候補者リストの公開、理事の投票行動を良くする正式な機関を作ることなどを要請している。これまで NGO が要請してきた IMF 理事会の議事や議題、どのような議論がなされたかについての公開なども含め、理事選出の過程など日本政府はこの点についてどのように考えているのか。

MOF 栗原：

もっともな話である。日本も IMF での透明性に向けて努力している。IMF のひとつの機能のサーベイランスのペーパーは pilot として日本政府は公開している。ただ、プログラムの当該国の同意などの問

題もあり、途上国の反対など IMF 全体としては難しい部分もある。

専務理事選については、日本が候補を出したということで国際社会の中で一石を投じることができた。ただ日本が 6%の投票割り当てしか持たず、限界がある。ヨーロッパは 30%、アメリカは 10%、これで固まるとどうしようもない。1 国 1 票ではなく、戦後の IMF の構造を引き摺っている。実勢の反映としてクォーターシェア見直しから考えていかなければいけないだろう。

高橋：

ADB の総裁は日本からという慣例はどうか。

MOF 中村：

設立協定でアジア大太平洋州からになっている。これまで日本人しか候補がいなかった。アジア太平洋の中から日本の総裁が選ばれるのは経済力や投票権からある程度当然であろう。

神田：

IMF 改革を推進する際、ADB の慣例も見直していくという意味か。IMF の現状は日本やアジアにとって良くないという意味なのか。

MOF 中村：

世銀については 90 年代 6%から 8%へシェアアップした。これは日本の経済力を反映したもの。他の機関については発言力とのバランスがある。ADB は 16%であり、日本のコミットの度合いを示している。

土井：

理事の選出について内部の議論を透明にしていくことは前向きだが、そのために経済力に応じた投票権の問題があり、投票権は現実の経済力の強いものが主導権を握っていくというように大蔵としては考えているのか。

MOF 栗原：

シェアだから主導権ではない。また投票権は負担を伴っている。戦後発展の著しいアジア諸国のシェアアップについて求めている。

MOF 中村：

シェアアップする一方でシェアダウンする国もあり、その国はなかなかうんとは言わない。

MOF 栗原：

日本の国際貢献としては IMF が日本人職員を募集している。ホームページから入れる。

本山：

クォーターシェアの見直しの話だが、アフリカは下がるだろう。経済力に応じた投票権というやり方自体が民主的ではないのでは？また IMF 内部の透明性についてどのように議論されているのか。

MOF 栗原：

日本では、機関の持つ主要業務に特化するべきであるという考え方で臨んでいる。IMF は国際金融や為替の安定にリソースを集中すべき。開発の分野については世銀が主導権をとり、連携を深めてやっていく。透明性を高めるのは、様々な指標を作っている。サーベイランスといって年に一度加盟国と政策対話を行うことになっているが、この場合も IMF は総てのことをやるのではなく機関の専門性に頼った方がよいだろう。

本山：

IMF は出資比率に応じた投票権で、最貧国は MDBs で主張していくべきということか。

MOF 栗原：

IMF は額としては多くない。実際の開発戦略をやるスタッフもいない。役割分担があり、開発政策については世銀が考えていくべきである。IMF を有効に使われる枠組みは残るだろう。マクロの専門家は多いが、safty net は手に余る。

神田：

透明性について、理事会の関与にとどまるのか。理事の投票行動などについても公開して欲しい。

MOF 栗原：

物事の性質による。アジアの経済危機のとき、韓国のデータをマーケットに出すということは危険であった。サーベイについてはオープンにしていこうという方向性。理事会の資料もいろんな種類がある。プログラムに関する理事会では被支援国の抵抗がある。プログラムにおける各国の自主性を尊重しなければならない。日本としては透明性を高める方向で考えて行きたい。

I-3. MDBs による地球温暖化防止策について

岡崎：

地球温暖化防止策について、沖縄サミット、10月のCOP6を控えて主流は進まず、MDBsの方が進んでいるように見える。世銀および大蔵省、理事はどのように考えているのか伺いたい。(1)世銀内のOED evaluation文書で、91年行ってきた森林プロジェクトは、貧困救済につながっていなかったとされている。産業/商業植林が進み、不法伐採が進んでCO2吸収能力が減っているとのこと。世銀は森林プロジェクトを見直し中。植林が遅れるのではと懸念している。炭素基金にも森林は入れないこととなっている。(2)PCFについて、世界中のNGOは反対している。まずは国内の排出量を減らすことが大切。これは二次的なメカニズムのはずだが、正式に発足している。この基金に応募しているのは日本が多い。日本政府がこの基金を推進しているのではと思われる。(3)原子力を入れるか入れないかはPCFで大きな問題。世銀では原子力の融資はないが、EBRDではある。この融資を日本はどう考えるか。世銀のエネルギー分野に関する骨子について、NGOはクリーンエネルギーの融資分はエネルギーセクターの20%以上で年々上昇していくことを要求している。これについてどうか。

MOF 天野：

森林関連プロジェクトは、OED は 1 月に発表。ホームページからダウンロードできる。失敗であったとまでは書いてないが、反省点が書かれており、来年の 12 月までには新しい戦略に変わる。それまではレビューの結果が取り入れられるが、今までのプロジェクトが止まるということはない。世銀事務局では、評価レポートを参考にしながら森林関係の政策見直しを進めている。

EBRD は個別に原子力の融資実績はない。K2R4 だけ可能性がある。これについてはペーパーがあがってきておらず、まだ日本政府としてどうこうする段階にない。これから先のスケジュールも不明。

MOF 木原：

PCF は本来は国内措置を優先するべきだという点には同意。PCF は試験的な試みであり、規模も小さく、京都プロトコルの前に実施することは必ずしも問題ではない。京都プロトコルについては早期の発効を希望する。応募企業については北欧の企業もあり、日本企業だけというわけではない。各企業はリスクをもってやっている。我々はそれにコメントする立場にない。

岡崎：

PCF について世銀のアメリカ理事はどのような立場か。

MOF 木原：

そこまでは承知していない。

I-4. OECD 輸出信用ワーキングパーティーについて

松本：

2 月の OECD の輸出信用ワーキングパーティーの会合では NGO との会合が持たれず、残念に思っている。(1) ワーキングパーティーを透明性のあるものにしてほしい。2 月の会合後、action statement が出された(?)。NGO としては 6 月までは 4 回ぐらい公式な会合を持ってほしい。(2) NGO の中でメンバーを決めさせてほしい。(3) 会合をもたれるのであれば、NGO と OECD のコーチアでやりたい。(4) 会合の中で質問とプレゼンテーションをする時間が欲しい。メンバーをホームページで出してほしい。ぜひ MOF として取り組んでいただきたい。

MOF 木原：

2 月の会合は、正直に言って私たちとしてはやりたかった。2 月の会合で前進だったこととしては、action statement の中にもあるが、stake holder とは基本的に NGO を差している。4 月の会合では NGO とのコンサルテーションを行なうことになったこと、年に 1 回は非公式の NGO との会合を持つという 2 点が決まった。途上国 NGO の出席、参加 NGO を一任することなどまでは議論されておらず、NGO の側から議論して行って欲しい。検討させていただく。

I-5. プラチュアアップ・キリカン石炭火力発電所

松本（メコン・ウォッチ）：

タイのプラチュアアップ・キリカン県のヒン・クルットとポー・ノックという IPP による火力発電所について、このうちヒン・クルットは 1998 年暮れの時点で、日本輸出入銀行が 5 億ドルの投資金融に前向きであった。フィンランドの企業、輸出信用機関はほぼ撤退する見通し。基本的には国際協力銀行および日本のトーマンによる投資金融がこのプロジェクトの柱となる。ポー・ノックについては出資に日本企業の割合は多くないと理解しているが、当初前向きであった米輸銀が 2 月に取り下げ。こちらも日本の輸出金融の可能性が探られている。

これまで問題として挙げられているのは、1) 温排水による魚の生態系への影響、2) 原料荷揚用埠頭の建設による魚への悪影響、3) 珊瑚礁への影響、4) 大気汚染、5) 温室効果ガスの発生、6) 電力供給過剰の中での電力価格の値上がり、7) 住民を無視した国内の決定プロセス、8) 環境影響調査の度重なる不備である。

ヒン・クルットについては、先月公聴会が開かれた。しかし実際の出席者は 200 人、外でボイコットして抗議集会を開いたのは 1,000 人。公聴会についても問題点があり、1) 委員が開発側であり公平性に欠けるといふこと、2) 「住民の意見を聞いた」というお墨付だけのために開いているのではないかと、3) 売電契約・用地買収が既に行われている中での公聴会は、開発が既成事実になっているのではないかと、4) 前回は行われたポー・ノックでの公聴会の内容が発表されていないのに、ヒン・クルットの公聴会を行っても意味はないのではないかと、などの様々な批判があり公聴会に参加した人は少なかったと聞いている。しかしタイ政府はこの公聴会をもとに遠くない将来に閣議でこれをどうするか決めると聞いている。私たちとしては、タイで閣議が行われる前にその前提となっているこの状況をお伝えした上で、閣議の決定如何にかかわらずこのプロジェクトへの融資はするべきではないと考える。その理由としては、1) 住民の生活・環境への影響、2) 地球温暖化問題、3) 住民の意志の反映がない、4) タイ経済にとって不必要である、5) アメリカ・フィンランドの撤退である。

事実関係については国際協力銀行に会談に応じていただいたので、この場ではこうしたプロセスにおける融資を行う側の審査の力がどのぐらいのものであるかという疑問を投げたい。3 月 10 日の参議院予算委員会で堂本暁子議員がこの問題を取り上げ、参考人である篠沢副総裁が「98 年 12 月の時点では融資契約の調印を念頭に置いた綿密な検討をしたが、その後反対住民による大規模なデモがあり、事態を見守っている」と述べている。住民の反対運動とは、警官隊を前にし、多くの村人が怪我をし病院に運ばれ、地域でも賛成派と反対派閥に分かれていがみ合っている状態。そういった犠牲を払ってまで起さざるを得なかった反対運動がない限り、融資に対して声を挙げられないのかというのが懸念点。融資の際には環境影響評価をきちんと行っていると JBIC は答えていたが、そうするとコンサルタントの力が本当に問われる。環境影響評価の不備や住民との合意のプロセスの不完全さに関し、当時の輸銀や大蔵省が気付けばあのような流血事件は起らなかったのではないかと。問題プロジェクトに対し、大きな抗議行動なしに、融資の段階で審査でひっかかるような方法はないのだろうか。これに対し大蔵省はどう考えられるのか。

MOF 梅本：

情報提供に感謝する。本件は JBIC として最大限のことをしたが結果としてうまくいかなかったということであり、教訓としたい。基本的には今はタイ政府のアクションを待っている状態である。ただし、このような問題があることは大蔵省としては理解したので、また JBIC との協議を進めて欲しい。大蔵省は個別の案件についてまで介入する立場にはないし、キャパシティーもない。また JBIC というより個人的には実施業者に問題があるのではと思っており、皆さんの声を届けて欲しい。

神田：

JBIC の審査体制については大蔵省として、監督あるいは外部的に評価することなどできるのか。

MOF 梅本：

問題があればヒアリングして議論可能である。この件に関しては、今後 JBIC と話し合っていきたい。

松本（メコン・ウォッチ）：

JBIC の審査はどの程度可能なのだろうか。珊瑚礁の問題は後で出てきたのだが、当初誰も気付かなかったのはやむを得なかったとされている。「協力」という名の元に環境・生活破壊を起すのは道義的に問題だと考える。審査の限界を補うための第三者によるチェック機構なり、NGO を入れた審査のアドバイザーなどが考えられるのでは。

MOF 梅本：

JBIC は最大限努力したのであろうから、この件は今後の教訓としていくことになる。

井草：

タイでは余剰電力が 25%ある状況で資金返済がどのように行なわれるのか。ペイするのならば民間で profitable な融資対象にするのが適切なのでは。

MOF 梅本：

25%という数字は調べないと分からないが、民間でできることは JBIC で行う必要がないのでは、というのはもっともである。しかし ODA は開発で公的だが、投資金融や輸出信用は準民間的なものであり、コマーシャル的なものであればよいのでは。

松本（メコン・ウォッチ）：

すでに売電契約が結ばれているから投資をする側としてはよいが、タイの国営企業である公社は「買い取る」というのを決めただけで、余剰電力は最終的に電力価格の値上げに反映されていくのではないか。これは単にタイの企業に支援しているだけでなく、もっとタイ全体の開発に日本は協力しているという視点を持つべきなのでは。

MOF 梅本：

今日 5 つの問題が挙げられたので、こうした問題については JBIC が責任を持って答えなければならな

いだろう。

I-6. JBIC と NGO との協議について

松本 (FoE-J):

上記のような問題と関連して国際協力銀行の環境ガイドライン策定に当たり、NGO の関与も含めどう
いう形で進めていこうと大蔵省では考えているか。

MOF 木原:

国際協力銀行の環境ガイドラインの策定については早急にとということで準備中であり、NGO も含め
様々な意見を聞きながら行なっていくことが望ましいと考えている。

松本:

昨年 11 月にどのように進めていくのか聞いたが、JBIC がどのようにガイドライン策定を進めていくの
か内容についての会合を持ちたい。

MOF 木原:

ドイツ、イギリス、アメリカの輸出信用機関、NGO も参加して JBIC で 4 月 28 日に環境セミナーを開
き、色々な意見を出してもらおう。フロアーとの意見交換も行う。またこれを契機に勉強会 / 研究会など
様々な場を通じて NGO の意見を聞いていきたい。

松本:

研究会に大蔵省としてどのように関わっていくのか

MOF 木原:

JBIC が主体でやらないといいものがない。大蔵省はこれに参加・支援していく。具体的内容につ
いてはこれから詰めていきたい。

神田:

ガイドライン策定の運用についても NGO と議論していくということか。

MOF 木原:

私共もそう考えているが、JBIC が自分でやっていく態度が必要。JBIC として、NGO と議論してい
きたいと考えているだろう。JBIC が主体的に様々な意見を取り入れていくことが必要であり、皆さんの
力をお願いしたい。私がここで答えるのは適当ではない。

MOF 梅本:

今日のお話しは JBIC にお伝えする。

神田：

JBIC と NGO の協議実現に向けて大蔵省からも支援をお願いしたい。JICA と NGO で実施レベルでの定期協議も行われている。

I-7. その他

土井：

1999 年 10 月 8-9 日に東京で NGO と ADB の第 2 回目のコンサルテーションが行なわれた。それを元にした提言文が完成し、ADB 本部および JRO には既に提出したので、この場で大蔵省にもお渡ししたい。これを元にさらに議論を深めたいと考えている。これに関してできるだけ迅速に ADB から回答をいただきたく、日本の代表理事を通じて総裁に伝えていただきたい。

MOF 佐藤：

レターが行ってるということは聞いている。現在 ADB の方で検討中である。

II. MOF から NGO への質問について

II-1. 米議会の世銀・IMF 業務縮小論

土井：

まず MOF の質問について所感を述べたい。国債金融機関諮問委員会（International Financial Institution Advisory Committee）の報告書の内容を読むと MOF の質問 1 よりも、他のことに論調が割かれている。報告書全体では賛成 8 票、反対 3 票と書かれているが、全員一致の賛成は 2 点あり、HIPC の債務を全額帳消しにすべきだという点に関してと、IMF の業務を金融危機勃発時の短期流動資本の貸付に限定すべきであるという点である。どうして質問としてこのようになっているのか。

MOF 中村：

まだ報告書が出ていない段階で質問を出したからだ。新聞で取り沙汰されていた。

土井：

ではこの最終報告書への大蔵省の見解はどうか。また報告書では民間資本の主導に重きが置かれているがこれに関しては？ 事前に私たち NGO が提出した回答についてのコメントとあわせてお聞きしたい。

MOF 中村：

IMF 改革については国会でとりあげられているが、MDBs 改革については日本で余り注目を浴びていないので質問した。メルツァー委員会の報告書はいささか過激というのが感想で、「最も困るのは最貧国であり、一人当たり GNP が高くてもそこにいる貧困層が最も困るのだ。」というウォルフエンソン総裁の見解に私個人は共感する。

稀少な援助リソースをどのように効率的に配分するのかという問いは常になされるべきだが、極論では機関の廃止も考えられたりと、この解決策は難しい点がある。一部の地域を ADB、IDB などに明け渡すのでは融資機関としての体をなさなくなり、メルツァー委員会報告はむしろグラント機関にと言っているが、グラント機関であればリソースを市場からの調達には頼れず、供与のためには際限のない増資を必要とすることになる。融資をてこにいろいろな改革を促していくという意味もある中で、グラントだけの機関になってもよいのか。

また IFC、MIGA の廃止、民間投融資について、NGO の回答の中でも民間は自力でフィアランスすべきではとあるが、民間活力を高めて開発効果をより高めていくという意味で、IFC の設立時の目標は評価 / サポートできるのでは。安易な増資に頼らず効率的に資金を利用していくべきである。ADB、IDA などが健全な競争することに意味がある。サマーズ財務長官は、世銀がプログラム融資、ADB や IDB は traditional なプロジェクトを行うという整理をしており、この整理が正しいかはともかくとして、各々の expertise があり、各機関が補い合っていくことが重要である。ウォルフェンソンの唱えている CDF (Comprehensive Development Framework) は今後、日本としても関心を持って眺めていくべきだろう。

土井：

1 点目は、グラントについて。民間融資と重複する形で世銀がお金を出していたという指摘が報告書の重要なポイントであった。どこにどのような種類の資本や資金があるのか今まで見定めることができなかったという報告書の指摘について、どう考えられるか。2 点目は、現在米国や英国では MDBs/IMF への国家をあげての議論が進んでいるが、日本政府や大蔵省としては包括的な評価活動を考えているのか。

MOF 中村：

1 点目については、見誤りはひとつと言える。しかし民間資本が出にくいところにシードマネーを送り込むことによってお金を動員できるという効果があるのならば、一定の評価はできるのでは。一般論として民間資本が入りうるところに MDBs が融資しているのであれば考え直すべきだが、民間資本を引き入れる役割をしていることもあり、判断が難しい。

2 点目について、MDBs の大がかりな改革について検討は進んでいないが、一般論として多数ある MDBs の重複をなくすため絶えず検証していくべきであり、そういうスタンスは持っている。

松本 (メコンウォッチ)：

世銀は Poverty Reduction Strategy Paper を各国が書くように求めており、ADB は poverty の分析を行い poverty フォーラムを開いている。個々別に貧困削減を同じ国に行って行く中で、MDBs 間で具体的にどのような調整を行うのか。プラス日本の外交政策があり、具体的にどのように検討しようというのか。

MOF 中村：

受け入れ途上国側が選ぶという形になるのではないか。またドナー側も途上国を選ぶという、ある種マ

マーケット的なものなのではないか。

高瀬：

1点目は、地域開発銀行に渡してやっていくというのは賛成だが、報告書の世銀業務委託先からアフリカ開発銀行が抜けているのはなぜか。2点目は、世銀はプロフェッショナルとしてグローバルな仕事は継続すべきだし、独自の視点を持って欲しい。重複を避ける意味でもっとポイントをついてほしい。今年2月世銀の合同ミーティングで、UNDPやWTOから貧困削除も貧富の格差縮小を念頭に置かないと、richはricherになり、環境破壊もあるという声があった。シアトルのWTOで「途上国の声を聞くこと。途上国に儲かるようなWTOのシステムにしてくれ」という声がある。世銀はこうした点を見落としている。

MOF 中村：

アフリカ開発銀行が抜けているのがなぜかは正確にわからない。報告書にも入っていない。

高瀬：

アフリカ開発銀行には無理だろうという意味で名前が挙がっていないのであれば、よく考えてあると思う。

井草：

私の回答の補足になるが、開発政策が予想されたようなパフォーマンスを得られない場合、検証が甘いこともある。極端に言えば安易にプロジェクトを招いてきた。riskプレミアムでカットされるべきものが、プロジェクトとして成り立ってきた。融資は返済が前提である。民間資本であればマーケットによる選別が可能であり、民間プロジェクトに対する融資は慎重であるべきだ。タイのプロジェクトも、タイの企業のファイナンスが無理ならば、日本の商社がファイナンスすることもあろう。それがもしプロジェクトがriskyであれば、マーケット自体が拒否するだろう。

MOF 中村：

資金的リソースが乏しくなっていることもあり、以前にもましてMDBsによる融資は慎重になってきている。理事会でも慎重であるべきとの話があるようだ。

II-2. 世銀の活動分野の拡大に関して

MOF 木原：

例えば文化遺産についてはUNESCOが担当しているが、世銀とユネスコで開発と文化の会議が行われた。この場で世銀は出てくるなという議論が多かった。資金的に厳しくなっていることもあり、世銀の役割が議論されている。

松本：

マルチのグラントへの寄付金などを扱う外務省国際機構課と大蔵省間での調整は行なっているのか。定期的に情報交換はなされているのか。

MOF 中村：

審議官を長とする審議会を行っており、密接な連携を取っている。

神田：

いろんな国際機関の性格の整理は必要だろう。文化遺産であれば UNESCO、エイズなら WHO など専門機関が中心になって行ない、各機関が責任を負うべき。しかしその前提として各機関の透明性が必要。これに関し各 NGO の不信感がつまっている。出資比率による意思決定により、MDBs には途上国の声が反映されないという批判も多い。1 国 1 票という国連機関への過度な期待が途上国から出ているようで、WTO よりも UNCTAD というシフトが起きているのはそのひとつの現われではないかと思う。

苑原：

世界の先住民族の文化遺産の保護のため、先住民族の国際 10 年という各国レベルの行動計画が 93 年に採択された。ユネスコが所管事務だが、世界大でのプロジェクトは他機関の連携も必要だろう。例えば先住民族の人権を保証するため環境を保護する必要があるのに、UNESCO は関知しないという状況から世銀の関与が始まったのではないか。テーマ別には世銀も必要だろう。

高橋 (JVC)：

世銀が様々な問題に関わるのは、援助がエイズや文化遺産といった問題にどのようにインセンティブあるいはディスインセンティブが働くかというところをきちんと世銀として見ていきたいということなのか。例えば、エイズなど性産業に向かないよう世銀のエイドは使われて行くべきだということ視野に入れてのことか。

MOF 天野：

世銀が貧困削減だけでなく様々な問題を扱っていることをお知らせしたくて質問した。現在の世銀の総裁はアグレッシブにイニシアティブを打ち出している。融資する側としてはこうした分野についてどうしたらよいかを考えている。世銀はこうした分野に対しどのようなノウハウは何を持っているのか考えなくてはいけない。また世銀単独ではできず、パートナーシップについても検討していかなければならない。

井草：

世銀の主な業務は融資である。エイズは悪いことではないが、融資には馴染まないのでは。返済は難しい。グラントが増え、出資金が増えるということも考慮に入れているのか。

MOF 中村：

融資案件になるものもある。グラントだけでなく、技術援助になる部分もあり (?)、プライオリティーに関する問題は生じてくる。ウォルフェンソンもグラントのお金を集めなくてはという気持ちらしい。

岡崎：

情報技術改革については、世界的にすごい問題になっている。情報技術大国から情報技術小国への圧力

をどう見るか。情報化による格差拡大もあり、NGOの中でアピールの取りまとめが行なわれている。

MOF 天野：

デジタル・ディバイドについては、これから分析がもっと必要であろう。

MOF 中村：

エジプトの穀物農家に携帯電話を持たせたところシカゴの穀物市場にアクセスできるようになり、ローカルマーケットの交渉が進み(?)、貧困削減に貢献しているという例をウォルフェンソンが言及している。農業経済のまま情報化社会に突入するという。

岡崎：

日本のポジションはどうか。世銀の中で6,000万USドルにも上る情報投資もあると聞いているが。

MOF 中村：

予算制約の中であれば、妥当なものであろう。

II-3. 相手国のパフォーマンスに応じた援助金額の配分

MOF (金融課)：

円借款について相手国の内部の問題で援助が遅れたりすることがあり、協議したり減額するなどの措置を取り始めているが、NGOはどう考えるか。

高瀬：

そうは言ってもアフリカのLLDCに可能だろうか。むしろオーナーシップがあるかどうかまでレベルを低くして考え、その次に実行があるという2段階で考えた方が効果があると思う。方針を決めたのは最近か。

MOF：

執行率は最近。ケースバイケースだが、借款はLLDCには出さない。LLDCについては無償が原則であり、また出す場合にも協議を行なって有効に用いられるようにしている。

高瀬：

グラントであってもオーナーシップに関するメルクマールは必要だろう。

MOF：

当然グラントに関しても考えている。

米倉：

カンボジアの先駆的な例では、ガバナンスに関する条件付けをしても、ただ単に条件が満たされなかつ

たら援助をストップするのではなく、四半期毎にドナーとカンボジア政府で協議を行ない、なぜできなかったのかという調査やどのように条件をクリアしていくかを考えている。

諏訪：

相手国の事情でお金が出ないというのは具体的にどのような場合か。

MOF：

コンサルタントの設定や政府の承認などプロセスのどこかで時間がかかり、棚上げになっているケースなどある。

諏訪：

例えばどの国のどのプロジェクトか。

MOF：

今具体的に私が答えていいかどうか判断できない。

諏訪：

円借款の残高は 10 兆円程度あるが、これは全部返ってくるのだろうか。旧 OECF の資料を見てもわからない。債務帳消しの議論の前に、そもそも返済はきちんとされているのか。私たちには知らされていない。開示が不十分である。返済状況について知りたい。

MOF：

JBIC の年次報告書に掲載されている。

諏訪：

国別の状況についてはない。20 兆円貸した中での延滞はたしか数千億円とされているが、その実態がよくわからない。30 年で返すところを 20 年目でいくら返さなくてはいけないのに、返せないなどについて。不良債権という概念があるのかもわからない。

MOF 天野：

私の認識では 6 ヶ月以上返済がないときに全額を延滞債権として計上している。開示ポリシーについて詳しくは JBIC に問い合わせしてほしい。

松本（メコン・ウォッチ）：

民間資金が入らなくなったという背景があって「ガバナンスが必要」だと MDBs は言っているように私は思う。ガバナンスの議論が人権や民主主義のためではなく、援助効率のためのものだとすると、アキノよりマルコス、ワヒドよりスハルトの方が良かったということになりうる。ガバナンスそれ自体にも目的があり、人々の生活の豊かさに結び付くという考えを援助機関としても持つべきである。世銀が現在行っているガバナンスの指標化は不可能だと思う。人間の目がどうしても必要だろう。

本山：

ドナーとガバナンスの話は切り離せない。日本としてどういう criteria で援助を出していくのかははっきりしない。汚職があったせいで債務が膨らんだことなど、出す側のガバナンスの問題もあり、両輪として考えてもらいたい。

MOF 中村：

世銀は中立性の問題があり、ご指摘のような観点も考慮するが、外に対する時は援助の効率性という言い方をせざるをえない部分がある。

II-4. 債務救済と国民の負担

MOF 中村：

国際社会では債務削減を進めるべきという議論が多いが、国内政治的には国民の貴重な税金を帳消しにするとは何事だという批判もあり、アイデアや説得の方法などを聞きたい。

高橋 (PARC)：

債務発生メカニズムにおいて、借手の責任もあるが、貸手側の責任ということを明らかにすることが必要。帳消しについて必要であれば特別立法を作り、一般会計からもっていけばよいのでは。

MOF 中村：

過剰な融資という場合、貸手の責任が問われる部分もあるが、適切な融資までまとめて帳消しにする selectivity もあろうかと思う。

高橋：

JUBILEE キャンペーンの中では独立した第三者機関を設け、貸手・借り手が参加してひとつひとつ帳消しにするべき・べきでない債権を選択することを提言している。

高瀬：

貸手の責任を説明すべきだと思う。これまでの長いサイクルの問題として、例えば旧 GATT の枠組みで農産品はヨーロッパが作るということで、アフリカはコーヒー、紅茶ということで作り始めたが、これも値段がどんどん下がり儲からない。貿易のシステムが途上国に不利になっている。悪循環を断ち切らないと、21 世紀も同じことになる。貧困削減だけでなく、格差の縮小が必要である。一度きりの債務免除という宣伝をして、貿易のシステムなどそれ以上に大きな先進国の責任を考えるべき。

土井：

反対意見への対処の仕方を NGO に聞くということは、大蔵省は債務帳消しに前向きということなのか。もし債務免除に本気でイニシアティブをとって帳消しに向け世論を作っていきたいのであれば、NGO は全面的にサポートできる。また反対意見がなぜ起こるのかについては、債務問題について不良債権化や援助がどのように流れるかなど国民および国会には十分に説明されてこなかったからであり、政府の

責任を果たすべきであろう。債務削減を主張しているのは NGO だけではなく各先進国も主張しており国際的な流れである。日本政府だけが 100%即時債務帳消しをしないと、手段に関しても独自のやり方を貫くのであれば、なぜ日本政府だけがそれにこだわるのかを説明するべき。

MOF 中村：

日本のスタンスとしては、昨年の総会で決まったものはきっちりやるが、これからについては検討中。PARC の高橋さんの第三者機関という主張は認識がなかった。

井草：

私が書いたコメントを補足すると、債務の免責をするなど言っているのではない。免責する際、無条件で 100%不良債権化すると問題ではないかと思う。100%免責よりも、各債務についての精査と責任の所在の明確化が必要。グラントでやったからには返済が前提である。これができないのは外的な要因なのか。責任の所在をはっきりしてからやらないと同じことの繰り返しで、また新たな債務が発生する。

MOF 中村：

責任追及をるところまでフレームワークはなっていない。債務削減にあたっては、貧困削減戦略ペーパーの作成が前提になっている。

井草：

これは形を変えた新たな開発戦略である。そもそも債務の発生自体も、途上国のためと思ってやった。同じことが起きなければいいが。

松本 (FoE-J)：

質問 5、6 は次回に回す。

松本 (メコン・ウォッチ)：

ラオスは債務削減を求めない方針。ラオスは 70 年代にナムグム・ダムで借款を受け、すぐに無償資金協力を置き換えられて、今日まで無償資金協力は続いている。96 年に新たな円借款が再開され、その時どうして再開されたのかという説明は私には不十分であった。本来ならば重債務貧困国であるから、債務帳消しの対象国。しかし幸いにも非難の中再開した借款に対し、ラオスは帳消しを求めてこなかった。今年後半日本はラオスに新たな円借款供与を予定。第 2 メコン大橋である。今年もらえるはずの円借款のため、債務帳消しを要請しなかったのか。この流れの整合性が分からない。日本では、債務帳消しをしなくてはならない国だから円借款をすべきではないというようになっていない。日本政府として相手国の経済パフォーマンスについて検討するべきでは。調印する時はこうした点をぜひ考えてほしい。

以上

(記録担当/福田、石田)